

## 熊本県談合情報処理要領

### 第 1 趣旨

この要領は、県が発注する工事の入札の適正化を図るため、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）の処理手続について定める。

### 第 2 総則

#### 1 公正入札調査委員会の設置

工事を発注する本庁各部局、地域振興局等に公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### 2 談合情報の確認

（１）入札に付そうとする（付した）工事について談合情報を受け、又は談合情報を知り得た場合、職員は、当該情報の提供者に対して次に掲げる事項を確認のうえ、直ちに委員会の事務を担当する課（入札執行を担当する課をもって充てる。以下「事務局」という。）に報告する。

- ① 情報提供者の氏名、連絡先
- ② 施行番号、工事名
- ③ 発注機関名
- ④ 開札（予定）日
- ⑤ 落札予定業者名、落札（入札）予定金額
- ⑥ 談合が行われた日時、場所及び方法
- ⑦ 談合に関与した業者名又は人物名
- ⑧ 落札予定業者の決定方法
- ⑨ その他談合に関与した者以外には知り得ない事項

なお、新聞等の報道により談合情報を把握した場合にも、同様に取り扱う。また、談合情報の提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障がない範囲で談合情報の出所を明らかにするよう要請する。

（２）入札に付そうとする（付した）工事について談合の疑いを認めた場合（工事費内訳書の確認において認めた場合等）、職員は、次に掲げる事項を確認のうえ、直ちに事務局に報告する。

- ① 施行番号、工事名
- ② 発注機関名
- ③ 開札（予定）日
- ④ 談合の疑いがあると認めた事実の内容及び証拠
- ⑤ その他談合が行われたことを推定させるような事項

#### 3 委員会の召集及び審議

（１）事務局は、２（１）により報告を受けた場合には談合情報報告書（別記様式 1－1）を作成し、２（２）により報告を受けた場合には談合情報報告書（別記様式 1－2）を作成し、速やかに委員会の長に報告を行う。

（２）委員会の長は、（１）による報告を受けたときは、委員会を召集する。

（３）委員会は、２の報告を基に、次の事項を総合的に勘案し、当該談合情報の信ぴょう性及び第 3 以下の手続による調査を必要とするか否かについて判断する。

- ① 入札に付そうとする（付した）工事について談合情報を受け、又は談合情報を知り得た職員から報告を受けた場合
  - ア 提供者の身許情報
  - イ マスコミからの通報、問い合わせ等の情報
  - ウ 談合に関する具体的な内容
    - １） 談合の日時
    - ２） 談合の場所
    - ３） 談合の参加者
    - ４） 談合の対象工事名
    - ５） 談合の経緯

- 6) 談合の結果（落札業者、落札金額）
  - エ 談合が行われたことを推定させるような談合情報以外の情報
- ② 入札に付そうとする（付した）工事について談合の疑いを認めた職員から報告を受けた場合
  - ア 談合の疑いを認めた事実の内容及び証拠等
  - イ 談合の結果（落札業者、落札金額）
  - ウ 談合が行われたことを推定させるような事項
- 4 公正取引委員会及び県警察本部への通知
  - (1) 委員会において、調査の必要があると判断した談合情報及びその対応については、手続の各段階において、談合情報報告書、事情聴取書、誓約書、入札結果表の写し等を添えて、別記様式4及び5により、公正取引委員会及び県警察本部へ通知する。なお、事情聴取から開札までの手続等を引き続いて行う場合には、これらを開札終了後にまとめて通知することができる。
  - (2) 地域振興局等は、本庁所管部の筆頭課に協議のうえ行う。
- 5 報道機関等への対応

事務局が、2により談合情報の報告を受けた以降において、報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、原則として、事務局が対応する。

なお、事務局は、談合情報の公表については公正取引委員会及び県警察本部が行う調査の妨げにならないよう留意しなければならない。
- 6 本庁所管部筆頭課への連絡

出先機関の事務局は、談合情報の報告を受けた場合、談合情報への対応について手続の各段階において、速やかに本庁所管部の筆頭課へ報告する。

### 第3 各論

談合情報が寄せられた場合には、原則として、次に従い対応する。

#### 1 開札前に談合情報が寄せられた場合

- (1) 委員会において調査の必要がないと判断した場合は、入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）全員へ、開札後談合の事実が明らかと認められる場合には入札を無効とする旨の注意を促し、誓約書を提出させたいうで、開札を行う。
- (2) 委員会において調査の必要があると判断した場合は、以下の手続による。

##### ① 事情聴取

入札参加者全員に対して速やかに事情聴取を行い、事情聴取書（別記様式3-1又は3-2）を作成すること。

事情聴取は、開札までの時間、発注の遅れによる影響を考慮して、開札日の前日までに行うか、又は開札開始時刻若しくは開札日を延期したうで行うこと。

##### ② 談合の事実があったと認められる場合の対応

ア 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる場合には、熊本県競争契約入札心得（昭和39年7月1日熊本県告示第420号）第7条を適用し、開札を取り止める。

イ 第2の4に従い、公正取引委員会及び県警察本部へ通知すること。

##### ③ 談合の事実があったと認められない場合の対応

ア 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、すべての入札参加者へ、開札後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促し、誓約書を提出させたいうで、開札を行うこと。

イ この場合、開札時に積算担当者（当該工事の積算内容を把握している職員）が立ち会い、すべての入札参加者の工事費内訳書の確認を行うこと。

ウ 工事費内訳書の確認において、談合の疑いを認めた場合には、2に準じて対応すること。

エ 第2の4に従い、公正取引委員会及び県警察本部へ通知すること。

#### (3) 一般競争入札の場合の留意点

一般競争入札及び条件付一般競争入札（事前審査型）の場合は、競争参加資格があると認められる者を対象として、(1)以下に従い対応する。

条件付一般競争入札（事後審査型）の場合は、入札参加届出書の提出期限後に、入札参加者を対象として、(1)以下に従い対応する。

## 2 開札後に談合情報が寄せられた場合

開札後に談合情報が寄せられた場合には、開札結果を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意しつつ、当該談合情報の信ぴょう性及び調査を必要とするか否かについて判断する。

### (1) 契約（仮契約を含む）締結以前の場合

- ① 委員会において調査の必要がないと判断した場合は、入札を行った者全員から誓約書を提出させたうえ、落札者と契約すること。
- ② 委員会において調査の必要があると判断した場合は、以下の手順によること。

#### ア 事情聴取

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行い、事情聴取書（別記様式 3－1 又は 3－2）を作成すること。

#### イ 談合の事実があったと認められる場合の対応

- 1) 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる場合には、熊本県競争契約入札心得第 8 条第 7 号を適用し、入札を無効とすること。
- 2) 第 2 の 4 に従い、公正取引委員会及び県警察本部へ通知すること。

#### ウ 談合の事実があったと認められない場合の対応

- 1) 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員へ、契約締結後に当該工事に関する談合等の不正行為が明らかになった場合には契約の解除及び損害賠償の請求がある旨を説明し、誓約書を提出させたうえで、落札者と契約を締結すること。
- 2) 第 2 の 4 に従い、公正取引委員会及び県警察本部へ通知すること。

### (2) 契約（仮契約を含む）締結後の場合

- ① 委員会において調査の必要がないと判断した場合は、特別な対応はしない。
- ② 委員会において調査の必要があると判断した場合は、以下の手順によること。

#### ア 事情聴取

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行い、事情聴取書（別記様式 3－1 又は 3－2）を作成すること。

#### イ 談合の事実があったと認められる場合の対応

- 1) 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められる場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。
- 2) 第 2 の 4 に従い、公正取引委員会及び県警察本部へ通知すること。

#### ウ 談合の事実があったと認められない場合の対応

- 1) 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、契約に関する特別な対応はしない。
- 2) 第 2 の 4 に従い、公正取引委員会及び県警察本部へ通知すること。

## 第 4 雑則

第 3 に定める事情聴取等の手順においては、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

### 1 事情聴取の方法等

- (1) 事情聴取は、発注機関の長が指定した複数の職員により行うこと。
- (2) 事情聴取は、事情聴取者の対象者全員を一社ずつ個別に呼び、行うこと。  
なお、共同企業体の場合については、構成員を個々に事情聴取を行うこと。

### 2 誓約書の提出等

事情聴取後に提出させる誓約書については、事情聴取の対象者から自主的に提出させること。

## 第 5 準用

本要領は、工事に係る調査、測量、設計等の入札に係る談合情報についても準用する。

附 則

- 1 本要領は、平成 14 年 2 月 12 日から施行する。

附 則

- 1 本要領は、平成 16 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 本要領は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
-

## 談 合 情 報 報 告 書

年 月 日

熊本県(部局名等)

|                        |                                                                                             |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 情報を受けた日時               | 年 月 日 ( ) 時 分                                                                               |
| ※ 工 事 名                |                                                                                             |
| ※ 発 注 機 関              |                                                                                             |
| 開札(予定)日                | 年 月 日 ( ) 時 分                                                                               |
| ※ 情 報 提 供 者<br>(匿名を含む) | (一般)<br>・ 氏名<br>・ 連絡先 住所 電話<br>(報道機関)<br>・ 報道機関名<br>・ 所属、氏名<br>・ 連絡先                        |
| 受 信 者                  | 所属 職・氏名                                                                                     |
| 情 報 手 段                | ・ 電話 ・ 書面 ・ 面接 ・ 報道 ・ その他 ( )                                                               |
| ※ 情 報 内 容              | ・ 落札予定業者<br>・ 落札予定金額<br>・ 談合が行われた<br>日時<br>場所<br>・ 談合に関与した業者名<br>・ 落札予定業者の決定方法<br>・ その他必要事項 |
| 担当部課係名                 |                                                                                             |
| 本庁主管部報告先               |                                                                                             |

1 ※印の項目については、情報提供者に確認した内容どおりに記載すること。

2 参考となる資料(新聞等の写し等)があれば添付すること。

別記様式 1－2（第 2 の 2（2）に該当する場合）

取扱注意

談 合 情 報 報 告 書

年 月 日

熊本県（部局名等）

|                                            |                                                                                     |
|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 事実を確認した日時                                  | 年 月 日（ ） 時 分                                                                        |
| 工 事 名                                      |                                                                                     |
| 発 注 機 関                                    |                                                                                     |
| 開札（予定）日                                    | 年 月 日（ ） 時 分                                                                        |
| 談合の疑いを認めた職員                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所属</li> <li>・ 氏名</li> <li>・ 連絡先</li> </ul> |
| 談合の疑いを認めた事実の内容及び証拠、その他談合が行われたことを推定させるような事項 |                                                                                     |
| 当該案件の問合せ先                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所属</li> <li>・ 氏名</li> <li>・ 連絡先</li> </ul> |

1 談合があると疑うに足る事実については、必ず証拠となる資料を添付すること。

誓 約 書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

今般の下記工事の競争入札に関し、熊本県競争契約入札心得第 6 条の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定及び関係法規を遵守することを誓約し、開札後に当該工事に関する談合等の不正行為の事実が明らかになった場合には入札が無効とされても異議を申し立てず、契約締結後に当該工事に関する談合等の不正行為の事実が明らかになった場合には契約を解除され、損害賠償を請求されても異議を申し立てません。

なお、この誓約書の写しが公正取引委員会及び警察へ送付されても異議はありません。

記

1 工事の名称

2 工事場所

（参考）熊本県競争契約入札心得第 6 条

公正な入札の確保

第 6 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

誓 約 書

年 月 日

熊本県知事 様

共同企業体の名称  
共同企業体 住所  
（代表・構成員）構成員商号  
代表者

印

今般の下記工事の競争入札に関し、熊本県競争契約入札心得第 6 条の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定及び関係法規を遵守することを誓約し、開札後に当該工事に関する談合等の不正行為の事実が明らかになった場合には入札が無効とされても異議を申し立てず、契約締結後に当該工事に関する談合等の不正行為の事実が明らかになった場合には契約を解除され、損害賠償を請求されても異議を申し立てません。

なお、この誓約書の写しが公正取引委員会及び警察へ送付されても異議はありません。

記

1 工事の名称

2 工事場所

（参考）熊本県競争契約入札心得第 6 条

公正な入札の確保

第 6 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

※共同企業体については構成員ごとに誓約書を徴収すること

## 事 情 聴 取 書

- 1 事情聴取日時                      年      月      日 (      )                      時      分
- 2 事情聴取場所
- 3 事情聴取者  
(所属・職名・氏名)
- 4 工事等の名称
- 5 事情聴取対象者  
(業者名・職名・氏名)

| 質                      問                                    | 聴                      取                      内                      容 |
|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 1 工事の入札に先立ち、既に落札業者が決定している(た)との情報があります が、そのような事実がありますか。      |                                                                        |
| 2 そのような話を聞いたことがありますか。<br>(情報に心当たりはありますか)                    |                                                                        |
| 3 本件工事について、他社の人と何らかの打ち合わせ、または話し合いをしたことがありますか。               |                                                                        |
| 4 あったとすれば、どのような内容の打ち合わせ、または話し合いでしたか。また、どのようにして落札業者を決定しましたか。 |                                                                        |
| 5 その行為は、入札談合にあたるとの認識はありませんでしたか。                             |                                                                        |
| 6 本工事の入札に際し、見積りは行われていますか。<br>また、応札額の決定は誰が行っていますか。           |                                                                        |
| 7 その他                                                       |                                                                        |

「7 その他」については、談合情報の内容に応じ、随時設定すること。

## 事 情 聴 取 書

- 1 事情聴取日時                      年      月      日 (      )                      時      分
- 2 事情聴取場所
- 3 事情聴取者  
(所属・職名・氏名)
- 4 工事等の名称
- 5 事情聴取対象者  
(業者名・職名・氏名)

| 質                      問                                       | 聴                      取                      内                      容 |
|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 1 (談合があったと疑うに足る事実内容を説明し) 当該内容の経緯を確認する。                         |                                                                        |
| 2 本件工事について、他社の人と何らかの打ち合わせ、または話し合いをしたことがありますか。                  |                                                                        |
| 3 あったとすれば、どのような内容の打ち合わせ、または話し合いでしたか。また、どのようにして落札業者を決定しましたか。    |                                                                        |
| 4 工事の入札に先立ち、既に落札者が決定している(た)との話を聞いたことがありますか。<br>(情報に心当たりはありますか) |                                                                        |
| 5 その行為は、入札談合にあたるとの認識はありませんでしたか。                                |                                                                        |
| 6 本工事の入札に際し、見積りは行われていますか。<br>また、応札額の決定は誰が行っていますか。              |                                                                        |
| 7 その他                                                          |                                                                        |

「7 その他」については、談合の疑いがあると認めた事実の内容に応じ、随時設定すること。

別記様式 4

第 号  
年 月 日

公正取引委員会事務総局  
九州事務所長 様

熊本県所管部（〇〇地域振興局長）長

談合情報に関連する資料の送付について

本県が発注する（した） の入札に係る談合情報に関連する資料を別添の  
とおり送付いたします。

記

- 1 談合情報報告書（写）
- 2 事情聴取書（写）
- 3 誓約書（写）
- 4 入札結果表（写）
- 5 入札又は契約に関する経緯（無効、延期、取り止め、契約解除等）
- 6 その他

（該当する番号（1～6）に○をすること）

第 号  
年 月 日

熊本県警察本部  
刑事部捜査第二課長 様

熊本県所管部（〇〇地域振興局長）長

談合情報に関連する資料の送付について

本県が発注する（した） の入札に係る談合情報に関連する資料を別添の  
とおり送付いたします。

記

- 1 談合情報報告書（写）
- 2 事情聴取書（写）
- 3 誓約書（写）
- 4 入札結果表（写）
- 5 入札又は契約に関する経緯（無効、延期、取り止め、契約解除等）
- 6 その他

（該当する番号（1～6）に○をすること）

## 〇〇〇地域振興局公正入札調査委員会設置要領（準則）

### 第１ 設置

〇〇〇地域振興局に係る建設工事の入札の適正化を図るため、〇〇〇地域振興局公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### 第２ 組織

委員会は、地域振興局長、次長、総務部長、総務課長、及び局長が特に指名した職員をもって組織する。

### 第３ 会長等

- １ 委員会に会長を置き、地域振興局長をもって充てる。
- ２ 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- ３ 会長に事故があるときは、次長がその職務を代理する。

### 第４ 会議等

- １ 委員会は、入札談合に関する情報があつた場合には、必要に応じ会長等が召集する。
- ２ 委員会は、会議の公開又は非公開は決めるものとする。
- ３ 委員は、会議が非公開の場合には、審議の内容を外部へ漏らしてはならない。

### 第５ 審議事項

熊本県談合情報処理要領第２の３に係る談合情報に関する信ぴょう性及びその対応について審議する。

### 第６ 事務局

委員会の事務は、総務部総務課において行う。

### 附 則

この要領は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

## 〇〇〇部公正入札調査委員会設置要領（準則）

### 第１ 設置

〇〇〇部に係る建設工事の入札の適正化を図るため、〇〇〇部公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### 第２ 組織

委員会は、部長、次長、筆頭課長、及び部長が特に指名した職員をもって組織する。

### 第３ 会長等

- １ 委員会に会長を置き、〇〇〇部長をもって充てる。
- ２ 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- ３ 会長に事故があるときは、次長がその職務を代理する。

### 第４ 会議等

- １ 委員会は、入札談合に関する情報があつた場合には、必要に応じ会長等が召集する。
- ２ 委員会は、会議の公開又は非公開は決めるものとする。
- ３ 委員は、会議が非公開の場合には、審議の内容を外部へ漏らしてはならない。

### 第５ 審議事項

熊本県談合情報処理要領第２の３に係る談合情報に関する信ぴょう性及びその対応について審議する。

### 第６ 事務局

委員会の事務は、〇〇部〇〇課において行う。

### 附 則

この要領は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。